

1 生徒心得

- (1) 学校は学習をするところである。授業を大切にし、全員が気持ちよく勉強して、全員が進級・卒業できるように一人一人が努力する。
- (2) 高校生であると同時に、仕事を持つ社会人でもあることを自覚し、『自律』を基本に責任ある行動をとる。
- (3) 有意義な学校生活となるように、生徒会活動や学校行事、ホームルーム活動、部活動などに積極的に参加する。

2 服装・頭髪

- (1) 特別な規定はないが、高校生、社会人としての自覚を持って、節度ある服装・頭髪を心がける。

3 通学

- (1) 自転車を通学に使う場合は、必ず自転車保険に加入してから使用する。
- (2) バイク・自動車による通学は任意保険に加入し、必ず学校に届け出る。また、生徒同士の乗り合わせ(兄弟同士も不可)は禁止する。
- (3) 安全運転義務違反、無謀運転、飲酒運転、自転車の無灯火運転・無保険など交通安全ルールが守れない場合は、その交通手段による通学を禁止する。特に校門付近では、必ず減速・徐行し、絶対に事故を起こさない。

4 授業

- (1) 授業のチャイムがなったらすみやかに教室に入り、指定された席に座って、授業を受ける準備をする。机の上には教科書、筆記具など、指示されたものを用意し、不要な物は置かない。
- (2) 授業中は教員の指示に従うようにする。私語をしたりマンガ・雑誌を読んだり、ゲームをするなどの行為は絶対にしてはいけない。
- (3) 携帯電話は電源を切るかサイレントモードにして、授業前「回収かご」に預ける。

5 施設使用

- (1) 20歳以上でも、学校敷地内は全面禁煙である。
- (2) 教室や廊下でのジュース・お菓子・弁当などの飲食は禁止する。
- (3) 学校の施設設備などを破損させた場合は、実費の弁償を求める場合がある。
- (4) 定時制生徒の校舎使用時間帯は、原則として午後5時から午後9時30分までである。

6 特別活動及び部活動

- (1) 学校行事やホームルーム活動(以下、学校行事等)を欠席しない。
- (2) やむを得ず学校行事等を欠席した場合は、行事補充に参加し、年度末までに必ず完了させる。
- (3) 学校行事等で必要な費用は、原則として生徒会費、実習費などから支出する。
- (4) 部活動希望者は、4月中旬までに「部活動の申請書」を提出してから活動する。
- (5) 学校外で行事や部活動の試合などがある場合は、必ず指示された交通方法で参加する。

7 特別指導について

学校内外を問わず、どんなときでも決して暴力を用いてはならない。
また、次に示す問題行動があったときは規定に準じて特別指導を行う。

(1) 法令違反

- ア 薬物乱用行為（シンナー、覚醒剤など）
- イ 暴力的行為（脅迫、強要、恐喝、いじめなど）
- ウ 喫煙行為
- エ 飲酒行為
- オ 道路交通法違反
- カ その他、法令に違反する行為

(2) 学校の秩序を乱す行為

- ア 対教師反抗（授業妨害、暴言など教師の指示に従わないなど）
- イ 器物破損
- ウ 危険物持ち込み
- エ テスト中の不正行為（カンニングなど）
- オ その他の学校の秩序を乱す行為（ゴミ散乱など）